

第 11 号議案

豊後大野市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部改正について

豊後大野市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部改正に伴い、地域包括支援センターに置かれる主任介護支援専門員の定義について条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例

豊後大野市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例（平成 27 年豊後大野市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「第 140 条の 66 第 1 号イ(3)（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 19 号）附則第 3 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。